

◆障害者総合支援法対象疾病検討会における第2次検討方針(案)

- 1 障害者総合支援法対象疾病の検討に当たっては、指定難病の検討の進め方(資料2-1、2-2)を参考とする。
- 2 検討の範囲
第2次指定難病の検討俎上に上った疾病
障害130疾病のうち、第1次実施分の指定難病に係る検討が行われなかった疾病
- 3 本検討会において、資料1(障害者総合支援法対象疾病検討会における第1次検討結果)の考え方にに基づき、障害者総合支援法の対象となる難病等の具体的な対象疾病について検討を行う。(疾病名の整理を含む)
 - (1)障害者総合支援法の対象疾病の要件
 - 治療方法が確立していない
 - 長期の療養を必要とするもの
 - 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること
 - ※他の施策体系が樹立している疾病を除く
 - (2)現行、障害者総合支援法の対象となっている疾病のうち、要件を満たさず対象外となる疾病の取扱い
新たに認定を受けようとする方については対象外とするが、すでに障害福祉サービスの対象となっていた方は、経過措置を設け継続利用可能とする。
 - (3)障害130疾病のうち、第2次検討終了時点で指定難病に係る検討が行われなかった疾病の取扱い
今後の指定難病の検討状況を踏まえつつ検討することとし、それまでの間、引き続き障害者総合支援法の対象疾病とする。
 - (4)障害者総合支援法の対象疾病については、指定難病における「重症度分類等」は適用しない。